

第60回日本学連総会議事録 配布資料

開催日 2014年(平成26年)3月10日(月)
 会場 ホテルニュー塩原(栃木県那須塩原市)

【配布資料一覧】(敬称略)

	資料タイトル	関連議題 (番号)	備考
配布資料1	議案書 JOA との関係について	2	文責: 幹事長 山本淳史
配布資料2	日本学生オリエンテーリング連盟個人情報保護理念(案)	3	担当: 事務局長 山田晋太郎
配布資料3	日本学生オリエンテーリング連盟の地図の運用に関する規約 (地図規約)	4	担当: 副会長 山川克則、理事 齋藤翔太
配布資料4	2013年度日本学連会計中間報告	5	文責: 会計 山田陽子
配布資料5	2014年度会計予算案	5	文責: 会計 山田陽子
配布資料6	2013年度日本学連販売地図売上報告	5	文責: 副会長 山川克則 総会配布時から一部修正あり
配布資料7	インカレスプリント開催の議論	6	2014年度インカレロング実行委員長 山上大智
配布資料8	「テレインと地図の管理に関する規則」の廃止および新規則	7	担当: 副幹事長 新谷国隆 2014年3月時点の案
配布資料9	日本学生オリエンテーリング選手権ミドル・ディスタンス競技 関東地区代表選手選考会に伴う推薦立候補に係る規約(案)	11	担当: 関東学連幹事長 佐藤大樹 2014年3月時点の案

議案書_JOA との関係について

2014/3/10 平成25年度第60回総会

場所：ホテルニュー塩原

幹事長：山本淳史

【今回決めること】

今回総会で、日本学連がJOAの正加盟員となることについての、日本学連としての最終的な意思決定をする。

【今回話すこと】

JOAに加盟した場合の条件などを説明し、質疑応答する。

【JOAに加盟した場合の条件など】

1. 各加盟員は日本学連に加盟すると、自動的に無償でJOAの競技者登録がされる。

○方法：日本学連への加盟登録時に、JOAの競技者登録に必要な情報(詳しくは後述)も同時に報告してもらう。各校代表者は各地区学連にそれを提出し、地区学連は6月末までに日本学連に提出する。日本学連は6月末までにJOAに加盟員のリストを提出し、それをもって競技者登録申請とする。JOAはその情報に基づいて競技者番号を割り振り、日本学連に報告する。日本学連は競技者登録番号と加盟登録番号を合わせて各加盟校に報告する。競技者登録番号は、従来の番号の「都道府県番号」に50を足した番号を用いることで、日本学連加盟員であることを区別する。従って、日本学連に加盟する以前から競技者登録をしていたものは、一度競技者登録番号が変わることになる。また、日本学連を通して競技者登録をしたからといって、都道府県への所属がなくなるわけではないし、ふるさと登録も従来通りできる。当然全日本リレーも従来通り出場できる。

○注意：日本学連に報告してもらった「競技者登録に必要な情報」、すなわち「氏名、ふりがな、性別、生年月日、郵便番号、住所(部屋番号まですべて)、電話番号、(もしあれば)故郷登録の都道府県、(もし可能なら)メールアドレス、現在の競技者登録の有無」は、JOAに報告され、JOAからは各人の所属する都道府県(ふるさと登録含む)のオリエンテーリング協会に報告される。これに関して、個人情報取り扱いは十分に注意されるべきである。

○個人情報について：日本学連で個人情報保護理念を作成した(本総会で承認予定)。JOAの個人情報保護理念と合わせて各人にこれを読んでもらう。また、日本学連に加盟登録情報を報告する際のフォーマットに本人の同意を確認するチェックボックスを設ける。どうしても嫌な者は、ここにチェックすることで上記の個人

情報の提供を拒否することができる。ただし、その場合でも、最低限「氏名、ふりがな、生年月日、都道府県、(もしあれば) 故郷登録の都道府県、現在の競技者登録の有無」(つまり、電話番号と住所以外)は JOA に提供する。そのような加盟員に JOA から連絡を取りたい場合は、日本学連事務局を通して連絡する。また、これらの情報について、JOA はその競技者の登録する都道府県協会には提供する。

2. JOA ニュースの配布方法の変更

JOA ニュースは現在競技者登録をしている人の家に 1 部ずつ郵送しているが、これは非常に手間とお金がかかる。これを機に、JOA ニュースは各地区学連に配布することになり、各地区学連は地区学連総会などで各校に配布する。受け取った各校代表者には各加盟員に配布していただく。

3. 理事、委員会について

日本学連から 2 名、JOA の理事を出す。1 人は日本学連幹事長、もう 1 人は JOA 担当理事(現在は木村理事に兼任していただく)とする。委員会については、もう少し様子を見て日本学連の幹事が兼任することにする。これについては加盟員のみなさんには特に影響のないと思われる。

4. 日本学連の JOA への加盟までの流れ

本総会で、日本学連が JOA に加盟することの合意がとれた場合、その旨を JOA に伝え、JOA が 5 月の JOA 理事会で日本学連の正加盟を承認することで、晴れて日本学連の JOA への正加盟が決定する。

日本学生オリエンテーリング連盟個人情報保護理念

本連盟は、加盟員およびオリエンテーリング愛好者の個人情報の適切な保護と利用を図るため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。また、本連盟地区学連に対し、この理念に添う個人情報の取扱いを要請します。

日本学生オリエンテーリング連盟

1. 個人情報とは

特定の個人を識別できる情報で本連盟の場合「住所、氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、E-mailアドレス、学連登録番号、JOA競技者登録番号、所属大学、所属クラブ等」をいいます。

2. 個人情報の取得と本人の同意について

あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。この場合、個人情報は本人の同意をもとに取得します。

3. 個人情報の利用目的について

本連盟は、個人情報の提供者との信頼関係の維持を第一義とします。個人情報の利用は、規約に定められた学生競技者精神を守り、学生界におけるオリエンテーリングの普及、発展に寄与することならびにオリエンティア・賛助会員への広報・サービス提供に利用し、このほかの目的に個人情報を利用することはありません。また、法令等により開示が求められた場合等を除き、個人情報を第三者に開示することはありません。具体的な利用範囲を次に示します。

- (1) 加盟校・準加盟校ならびに賛助会員維持業務のため
- (2) 本連盟主催大会・日本学生オリエンテーリング連盟選手権大会を円滑に遂行するため
- (3) 学連登録状況、エリート・クラス出場資格者の開示・公表のため
- (4) 事業の遂行と円滑な業務遂行ならびにオリエンティア・賛助会員への広報・サービス提供のため

4. 個人情報の管理について

本連盟が取得した個人情報はその利用目的達成のために正確かつ最新のデータ内容の維持に努めます。

5. 個人情報の開示・訂正・利用停止について

- (1) 請求者がご本人であることを確認の上遅滞なく対処します。
- (2) 個人情報の開示・訂正・利用停止等が必要な場合は、下記本連盟事務局に連絡してください。

6. 個人情報の安全管理について

本連盟は各位の個人情報の漏洩、紛失等を防止するための措置を講じます。

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

本連盟は、個人情報の取扱いに係る各位からの苦情処理に適切に取り組めます。ご質問・苦情等につきましては下記までご連絡ください。

個人情報に関する相談窓口

【日本学生オリエンテーリング連盟】

〒112-0014

東京都文京区関口3-18-2 目白台芙蓉ハイム104

E-mail: uofj-j (アットマーク) orienteering.com

平成 26 年 3 月 10 日制定

平成 26 年 4 月 1 日施行

日本学生オリエンテーリング連盟の地図の運用に関する規約

第1章 総則

第1条 (目的)

- 1 本規約は、日本学生オリエンテーリング連盟(以下「日本学連」という。)が保有する金融資産を有効活用し、日本学連の最も重要な資産たる地図財産を継続的に更新し、使用可能な状態に保つことを目的とする。
- 2 同時に、地図を作成する者の環境を整備することで、本規約が日本の学生オリエンテーリング界、ひいては日本オリエンテーリング界全体の永き発展に寄与することを目的とする。

第2条 (定義)

- 1 本規約における「地図」とは、オリエンテーリングの競技用の地図のOCADデータ及びその印刷物を指す。
- 2 本規約における「地図作成者」とは、日本学連に所有権の属するもしくは属することになる地図の作成及び更新を相応の対価をもって事業として行う者を指す。
- 3 本規約における「地図事業」とは、日本学連への事業の提案から、日本学連による事業完成確認までの一連の手続きを指す。
- 4 本規約における「指定管理業者」とは、日本学連と別途委託管理契約を締結した者を指す。

第2章 窓口

第3条 (連絡先)

- 1 日本学連における地図事業に係る窓口として、日本学連会計担当者(以下「会計担当」という。)を正責任者とする。
- 2 正責任者に加えて、日本学連地図会計担当理事(以下「担当理事」という。)を副責任者とする。
- 3 地図作成者が地図事業に係る連絡を日本学連に対して行う場合、必ず上記2者双方に対して連絡するものとする。

第4条 (連絡方法)

- 1 日本学連への連絡方法はやむを得ない場合を除いて原則インターネットメールによるものとする。メールアドレスについては、日本学連のホームページに記載する。
- 2 やむを得ない場合は電話等による連絡も可とする。

第3章 事業の展開

第5条 (事業の提案)

- 1 本規約における地図事業は、日本学連構成員の他、地図作成者からも提案できるものとする。後者の場合は、第6条に規定する書類を日本学連に提出するものとする。
- 2 日本学連構成員において作成及び更新を希望する地図がある場合は、個別に日本学連へ連絡を行う。連絡方法は第4条による。ただしなお、日本学連加盟校及び加盟員が地図作成者を日本学連に推薦できる。その場合、推薦された地図作成者は、第6条に規定される書類を日本学連に提出するものとする。
- 3 日本学連構成員からの事業提案であつて地図作成者の推薦がない場合、日本学連は地図作成者の公募を行う。その際は日本学連のホームページ上にて詳細を告知する。複数の応募者があつた場合、幹事会及び理事会において計画の実現性等を総合的に勘案し、地図作成者を選定する。

第6条 (提案・見積り)

- 1 地図作成者は、「地図事業計画書(様式1)」(以下「事業計画書」という。)及び「地図事業見積書(様式2)」(以下「見積書」という。)を日本学連に提出する。
- 2 地図作成者は、事業費を算定する際、適正な価格となるようにしなければならない。
- 3 日本学連に対して事業の提案があつた場合、幹事会及び理事会は当該事業の必要性について検討し、可否を判断する。
- 4 事業費見積総額が200万円(税込)を超える場合は、当該事業について幹事会、理事会及び総会での承認を必要とする。この場合、地図作成者は日本学連幹事会に出席し事業計画書及び見積書について説明を行う義務を負う。また、日本学連総会にも出席し、事業計画書及び見積書について説明を行うことが望ましい。
- 5 事業費見積総額が200万円(税込)以下の場合、当該事業について幹事会及び理事会での承認を必要とする。この場合、地図作成者は日本学連幹事会に出席し事業計画書及び見積書について説明を行う義務を負う。

6 事業の喫緊性が認められ、かつ事業費が 20 万円以下の場合、日本学連幹事長、副幹事長、会計担当及び担当理事のみで事業の可否を判断できる。

第 7 条 (契約)

- 1 日本学連は、提出された事業計画書及び見積書について可と判断した場合、地図作成者と地図事業についての契約を行う。
- 2 発注形式は、「地図事業発注・請負契約書(様式 3)」(以下「契約書」という。)によるものとする。契約書には地図作成者、日本学連双方の署名、捺印を必要とする。
- 3 契約書の締結は、やむを得ない場合を除き、原則面前自著によるものとする。この場合、締結場所は原則として日本学連事務局、もしくは幹事会または総会の会場とする。
- 4 契約書正副 2 通に日本学連、地図作成者の双方が署名・捺印することで契約が成立したものとする。
- 5 地図作成者が日本学連事務局から遠方に居住している等のやむを得ない事情がある場合、契約書の締結は郵送によることができる。この場合、日本学連が様式を地図作成者あて発送し、地図作成者は契約書へ署名、捺印のうえ日本学連あて返送する。日本学連はそれに対し署名・捺印を行い、副契約書については地図作成者に返送する。

第 8 条 (事業計画の変更)

- 1 地図作成者は、事業計画に大きな変更が生じた場合、「地図事業計画変更届(様式 4)」(以下「計画変更届」という。)を早急に日本学連まで提出しなければならない。
- 2 地図作成者は、計画変更届について日本学連幹事会及び理事会からの承認を得た上で事業を継続しなければならない。ただし、変更により事業費総額が 200 万円(税込)を超える場合は、日本学連総会の承認を必要とする。

第 9 条 (納品・検収)

- 1 地図作成者は、地図の作成が完了した場合、「地図事業完了報告書兼支払請求書(様式 5)」(以下「完了報告書兼請求書」という。)を日本学連に提出すると同時に、地図を日本学連に納品する。競技会の公平性の観点から、地図の納品は担当理事に対してのみとする。
- 2 地図の納品形態は、OCAD データによるものとする。OCAD データのバージョンについては、契約書で指定す

る。

- 3 地図の OCAD データに関する一切の権利は、納品の時点で日本学連に属することとする。
- 4 日本学連理事会は、提出された OCAD データ地図について不備がないことを確認する。確認は指定管理者に委託する。不備がないことが確認された場合、それをもって検収が完了したものとする。
- 5 地図事業者と指定管理者が同一だった場合は、第 9 条 1 の手続きをもって検収が完了したものとする。

第 10 条 (事業費の支払い)

- 1 地図作成者は、納品した地図について検収を受けた後に日本学連より事業費の支払いを受ける。
- 2 会計担当は、検収完了後、提出された完了報告書兼請求書に基づき速やかに地図作成者に対して事業費の支払いを行わなければならない。
- 3 事業費の支払いは原則銀行振込によるものとする。その際の各種手数料は日本学連の負担とする。

第 11 条 (事業完成確認)

- 1 作成された地図を最初に利用する競技会の開催者は、競技会開催後 2 週間以内に「地図利用報告書(様式 6)」(以下「利用報告書」という。)を日本学連に提出しなければならない。なお、報告は競技会のイベントアドバイザーもしくは競技責任者が行うものとする。
- 2 利用報告書において地図事業の瑕疵が指摘された場合、地図作成者は初回に限り該当部分に対する修正を無償で速やかに行う義務を負う。修正完了時には、日本学連に対して「地図修正報告書(様式 7)」(以下「修正報告書」という。)を提出しなければならない。
- 3 会計担当は、完了報告書、利用報告書、修正報告書(必要な場合)を受領後、速やかに「地図事業進捗・完成確認票(様式 8)」(以下「確認票」という。)を作成のうえ、日本学連幹事会及び理事会に提出する。
- 4 確認票は事業費支払いの証拠書類とともに、日本学連事務局で厳重に保管するものとする。

第 4 章 地図財産の運用

第 12 条 (委託管理)

- 1 日本学連は、日本学連所有の OCAD データからの地図の調製及びその販売業務の一部または全部 (以下「委

託管理業務」という。)を指定管理業者に委託することができる。ただし、販売価格は日本学連が決定する。

- 2 幹事会及び担当理事は指定管理業者の選定を行い、理事会からの承認を受ける。
- 3 日本学連と指定管理業者は、~~地図の調製、印刷、及びその販売業務委託管理業務~~の具体的内容について、別途委託管理契約を締結する。
- 4 指定管理業者は、~~委託管理業務~~を委託管理契約に従い善良な管理者の注意をもって業務を行うものとする。
- 5 指定管理業者は、委託管理された業務を遂行するにあたって何らかの不都合が生じた場合の全てにおいて、~~いかなるささいなことであっても~~日本学連まで速やかに報告し、必要に応じて判断を仰がなければならない。

第13条（著作権）

- 1 日本学連が所有する全ての地図の著作権は、日本学連に属する。
- 2 日本学連は指定管理業者に対し、日本学連が所有する地図につき、委託管理業務について許諾する。
- 3 指定管理業者は、委託管理業務を遂行するにあたって地図の修正改変が必要と判断した場合、その内容について日本学連幹事会及び理事会と協議を行う。修正改変するにあたっては、あらかじめ日本学連幹事会及び理事会の許諾を必要とする。改変したOCADデータは、直ちに担当理事に提出しなければならない。
- 4 指定管理業者は、地図を調製するにあたって、以下のとおり著作者の表示をしなければならない。
 - ・ 日本学生オリエンテーリング連盟
- 5 日本学連は、指定管理業者に対し、日本学連が所有する地図が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。
- 6 本契約に定めのない地図の利用態様については、日本学連及び指定管理業者で別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。

第13条（管理地図の貸借）

- 1 担当理事は、日本学連所有地図の全OCADデータの原本を厳重に保管する。
- 2 担当理事は、地図事業により納品された最新の地図のOCADデータを随時指定管理業者に無償で貸与する。
- 3 指定管理業者は、担当理事より随時日本学連所有地図のOCADデータを借用した貸与された上で、厳重に保

管し、日本学連以外の第三者に漏らしてはならない。

- 4 指定管理業者は、貸与されたOCADデータから、印刷物としての地図を調製できる。
- 5 指定管理業者は、委託管理契約満了時には、貸与された全OCADデータを直ちに消去しなければならない。

第14条（販売価格、方法）

- 1 地図の販売価格は、地図作成者より提出された事業計画書に基づき、担当理事が決定し、幹事会及び理事会の承認を受ける。
- 2 地図の販売価格、窓口及び手続きは日本学連のホームページにて公開する。
- 3 指定管理業者は、地図の販売明細について幹事会の都度、日本学連に報告しなければならない。
- 4 指定管理業者は、上記幹事会での報告後1か月以内に、地図の販売金額から別途契約で定められた手数料を差し引いた額を日本学連に納め、その旨を会計担当まで報告しなければならない。

第5章 改正、施行

第15章

本規約の改正は、幹事会、理事会及び総会の承認による。

第16章（施行）

本規約は、平成26年4月1日より施行する。

平成26年3月10日制定（予定）

2013年度日本学連会計中間報告

収入項目

加盟金		予算
個人	3,378,100	2,700,000
加盟校	144,000	120,000
準加盟校	14,000	15,000
賛助金		
賛助金	116,000	200,000
販売収入		
地図	500,000	1,300,000
事業収入		
ICM&R2012黒字返金	2,363,260	1,500,000
その他		
利息	941	

計 6,516,301

2013年度日本学連会計 山田陽子

2014/3/6

支出項目

貸付金		予算
ICM&R2013貸付金	1,500,000	1,500,000
部局活動費		
広報部	0	5,000
事業部	0	150,000
事務局	19,930	50,000
普及部	0	20,000
渉外部	23,460	200,000
幹事会役員活動費		
幹事会交通費	442,150	500,000
幹事会宿泊費	199,380	300,000
総会・幹事会会場費	10,860	
事務局維持費		
家賃		715,000
光熱費	30,485	100,000
電話代	28,714	
その他		20,000
地区学連へのフィードバック	32,000	
資料印刷費	900	
手数料	2,470	
税金	35	
地図代	1,257,100	
インカレ広告費	20,000	

計 3,567,484

2014年度会計予算案

収入

項目	内訳	単価	数量	計
加盟金	個人	2,000	1,000	2,000,000
	加盟校	4,000	36	144,000
	準加盟	1,000	8	8,000
賛助金				200,000
地図など				700,000
事業収入	2013ICM&R			100,000
貸付金	2013ICM&R			1,500,000
関東学連家賃				55,000
資産取り崩し金	JOA加盟金として	500000	1	500,000
計				5,207,000

2013年度日本学生連盟会計 山田陽子

2014/3/10

支出

項目	内訳	単価	計
貸付金	2013春IC		1,500,000
予算	広報部		5,000
	事業部		150,000
	事務局		50,000
	普及部		15,000
	理事会		100,000
	渉外部		100,000
a)技術委員会	技術委員会	60,000	370,000
b)インカレアドバイザー派遣		160,000	
c)学連合宿補助(3万円×4)		120,000	
d)講習会補助(1万円×3)		30,000	
ユニバー補助	オフィシャル補助など		200,000
印刷費	活動報告書作成費		250,000
幹事役員活動費	幹事会交通費		550,000
	幹事会宿泊費		300,000
	総会		50,000
	役員活動費		50,000
事務局維持費	家賃	55,000	715,000
	光熱費		100,000
JOA加盟金	入会金		500,000
	年会費		100,000
予備費			102,000
計			5,207,000

*ユニバーは2年ごとに開催されるので、毎年10万円を計上し、
実際は2年ごとに20万を交付しています。

*活動報告書は2年ごとに作成されるので、毎年25万を計上し、
実際は2年ごとに50万を交付しています。

2013年度日本学連販売地図売上報告

2013年度春インカレ後の3月総会報告＋インカレ後のWOCセレまでの年度内確定版

報告者: YMOE社 山川

(参考: 2012年度全体では8521枚, 2011年度は3542枚, 2010年度は2767枚, 2009年度は2328枚)

実施日	トレイン名	団体名	YMOE 伝票番号	枚数	備考	備考2
4月27日	日光例幣使街道	KOLC	栃13-19	20		
4月27日	番匠峰古墳	筑波大学	栃13-20	15		
4月27日	日光例幣使街道	早大OC	栃13-21	80		
5月4～5日	日光所野	YMOE・GW日光集い(スプリント以外)	支払伝票	195		
5月5日	椈の湖	名大・相山	地13-5	126		これをもってクローズ
5月25～26日	青年の城(希望が丘)	関西学連	地13-6	90		
6月2日	不動の滝(南)	筑波大学	栃13-22	40		
6月16日	日光例幣使街道	千葉大学	栃13-23	21		
6月16日	不動の滝(南)	KOLC	栃13-24	54		
6月16日	不動の滝(南)	早大OC	栃13-25	32		
6月16日	不動の滝(南)	東大OLK	栃13-26	108		
6月23日	日光和泉	関東学連	栃13-27	216		
6月23日	日光口	〃	〃	272	15000バージョンの名称	
7月13～14日	日光例幣使街道	茨城大学	栃木13-28	70		
8月9日	不動の滝(南)	早稲田大学	栃木13-29	60		
9月21～23日	不動の滝(南)	東京農工大学	栃木13-30	30		
〃	日光例幣使街道	〃	〃	60		
8月30～31日	不動の滝(南)	東京工業大学	栃木13-31	67		
〃	日光例幣使街道	〃	〃	56		
9月4日	日光例幣使街道	関東新人戦試走	栃木13-32	35		
9月25日	不動の滝(南)	千葉大学	栃木13-33	20		
9月29日	日光例幣使街道	関東学連新人戦(本番)	栃木13-32	290		
10月6日	日光和泉	千葉大学	栃木13-34	27		
	日光口	〃	栃木13-34	7	15000バージョンの名称	
11月16日	日光例幣使街道	YMOE/山川キャンプ	支払伝票	304		
11月16日	青年の城(希望が丘)	JOA/受託事業(企業研修)	地13-7	30		
11月23日	不動の滝(南)	東京大学	栃木13-37	143		
11月23日	毘沙門山	KOLC	栃木13-38	56		
12月1日	不動の滝(南)	茨城大学	栃木13-36	50		
12月1日	毘沙門山	東京工業大学	栃木13-39	54		
12月1日	青年の城(希望が丘)	YMOE/7人リレー	支払伝票	900		
12月7日	日光例幣使街道	新潟大学	栃木13-40	22		
12月8日	日光所野	関東学連+北信越学連	栃木13-35	606		
12月21日～24日	不動の滝(南)	東北大学	栃木13-42	434		
	日光所野	〃	栃木13-42	254		
	番匠峰古墳	〃	栃木13-42	72		
12月21日～23日	番匠峰古墳	京都大学	栃木13-43	116		
	矢板山田	〃	栃木13-43	123		
12月22日～23日	日光和泉	千葉大学	栃木13-41	33		
	毘沙門山	〃	栃木13-41	24		
1月18日	毘沙門山	新潟大学	栃木14-1	263		
同上	日光所野	同上	同上	373		
1月26日	矢板山田	東京大学	栃木14-2	155		

2月2日	希望が丘	ナショナルチーム	地14-1	184		
2月8日	日光所野	学連合宿	栃木14-3		中止	元々学連分収入は無料扱
2月9日	山リハ	YMOE	自前使用	369	123チーム分	実際に来れたのは39名
2月15日	矢板山田	岩手大学	栃木14-4	157		
2月22日	不動の滝(南)	東京農工大学	栃木14-5	50		
同上	日光和泉			25		
2月10日	矢板山田	名古屋大学	栃木14-6	57		
2月15日	矢板塩田	ときわ走林会	栃木14-7	111		
	矢板山田			60		
2月18日	希望が丘	京大金大対抗戦	地14-2	137		
2月12日	毘沙門山	早大	栃木14-8	60		
2月16日	矢板塩田	早大	栃木14-9	43		
2月21日	番匠峰古墳	東北大	栃木14-10	117		
	矢板塩田			148		
	矢板山田			149		
2月21日	矢板塩田	金沢大(一部東工大と合同)	栃木14-11	59		
	矢板山田			100		
	番匠峰古墳			75		
2月22日	日光所野	東京大	栃木14-12	126		
	矢板塩田			159		
	毘沙門山			184		
2月22日	日光所野	慶応大	栃木14-13	58		
	日光和泉			107		
	毘沙門山			115		
2月22日	番匠峰古墳	新潟大	栃木14-14	48		
	不動の滝(南)			133		
2月22日	不動の滝(南)	名古屋大	栃木14-15	100		
	日光所野			106		
2月22日	矢板塩田	東工大	栃木14-16	46		
	矢板山田			31		
	番匠峰古墳			54		
2月27日	矢板山田	新潟大(立川)	栃木14-17	66		
3月3日	日光例幣使街道	北大他	栃木14-18	5		
	不動の滝(南)			25		
	日光所野			31		
	矢板山田			55		
2月22日	日光所野	早大	栃木14-19	23		
	矢板山田			37		
	矢板塩田			44		
2月27日	日光例幣使街道	千葉大	栃木14-20	24		
	不動の滝(南)			21		
	毘沙門山			27		
3月1日	矢板塩田	慶応大	栃木14-21	57		
	矢板山田			86		
3月1日	番匠峰古墳	筑波大	栃木14-22	64		
	矢板山田			72		
3月10日	日光例幣使街道	学連講習会	栃木14-23		140	学連分収入は無料扱
	矢板日新				140	学連分収入は無料扱
3月22日	日光所野	ナショナルチーム	栃木14-24	122		

	日光愛宕山			122	
3月23日	毘沙門山			168	

10220 枚

【初出企画使用分】

9月1日	毘沙門山(早大OC大会)				
	初出分			329	
	販売分			231	
11月17日	矢板山田(千葉大・東工大大会)				
	初出分			451	
	販売分			283	

1294 枚

初出分 **780**

販売対象分 **514**

学連が有償で売った地図の総枚数 **11514** 枚

学連内部使用分 **280** 枚

指定管理業者への印刷代支払い
を除いた学連の収入額として単価
200円のもの地図売上

10734 枚 **¥2,146,800**

初出地図分(学連分550円)の地図売上 **780** 枚

¥ 429,000

学連地図の総使用枚数
(春インカレの現場を除く) **11794** 枚

2013年度日本学連地図売上総額 **¥2,575,800**

年が変わってからの3ヶ月の合宿については、<http://www.orienteering.com/~ymoe/camp.pdf> のような整理表を作って対応しなければいけないほど集中した(5000枚を超えた)。インカレ隣接トレインを、千葉大東工大大会のようなプロジェクトで先行公開する施策は、クラブの再興面だけでなく学連全体の興行面から言っても大成功であったといえると思う。またそれに伴う仕事量は尋常な量ではなかったが何とか全部対応できてほっとしている。

この整備事業は、業務委託契約形態以外での遂行は100%不可能であることは言を待ちません。
"ヤマカワオーエンタープライズ社"になってから確実に、学連と共にビジョンを共有し、良質のトレイン開発、渉外情報含めた一括管理体制は効を奏した政策であると確実に評価できます。

学連資産の有効活用という観点からも議論が進み、さらに"会場=フィニッシュ"とならないトレインまで包括的に栃木トレインを開発していく現状の姿はさらに来年も続行していきます。

毘沙門山プロジェクト 予算額 120万円
【業務執行済・金員決済済】 幹事会での議論中、その額で大丈夫ですか？(インカレミドルやリレーの地図よりもかなり安く受注)という心配する発言もいただいたが、実際その通りであった。YMOE社が調査したプロ2名に支払ったギャラおよび支出した経費などで残った金員は2万円、これが自分も調査及びマネジメントをした社長のギャラであった。しかし、会社としてはこれを痛手とは全然思っていないで、このビジョンに先鞭をつける意味で決済しやすいように最初は安めに設定して申告したというものであった(この発言一応前回幹事会でも報告済)

矢板山田プロジェクト 予算額 160万円 千葉大東工大初出後の使用枚数1431枚
つまり現時点での回収総額は、534,250円
【業務執行済・金員決済済】 最初、この提案を学連にしたときには、上記の「毘沙門山」を想定した開発計画であった。

どこも名乗りでないときは、北東学連と関東学連のセレクションにして、何とかこのビジョンを結実させようというのが、当時の幹事会の暗黙の想定事項であった。しかし蓋を開けてみたら3団体も名乗りを上げるという嬉しい悲鳴状態になった。勿論、そもそものこのビジョンは大会を開催できなくなった大学クラブの再興の手段として提案したものであったのでセレクションよりは大学大会の復活が優先である。千葉大と東工大は単独では山での大型大会を開催するほどのクラブの規模ではないということで、合同では是非大会を開きたいということであった。毘沙門山はいち早く名乗り出た早稲田と既に話を進めていたので、急遽もうひとつ頃合いのトレインを用意することとした。議論のフォーカスは果たして零細YMOC社が崇高なビジョンを示すのは良いが、果たしてそれだけの事業が達成可能かどうかに移った。そこは後進のプロを養成するというので乗りきりたいとした。実際かなりの自分への無茶振りとなつたし、良い原因が得られない場所で調査も困難を極めた。現在自分を含めて3名のプロが日本にいるが、マップをうまく回すことによって何とか大会は無事開催された。心配された地元渉外も本当によくしていただけた。また春インカレへの調査の影響も心配事項であったが、それも複数のプロを使うことにより、やや遅れ位で現状活動できている。肝心の大会の方であるが、ビジョンどおりのすばらしい大会となった。春インカレの本番トレインの隣接トレインというのは大きなインパクトがあったろう。厳しいトレインを現実のものとして捉えられたと思うが、コースの評価も上位選手のパフォーマンスも上々のものであった。

いくつかの大学クラブが大会を開けなくなった(地図を作成できない)理由には、マンパワーの問題の他、会計の問題もある。それを学連資産の有効活用という観点も絡めてのビジョン展開だったわけだが、千葉大・東工大からはその面での報告もいただいた。この大会では2大学の合同ということで、不公平があってはいけないという観点から、大会開催に関わるあらゆる行動に対し、すべての部員の行動の交通費を全額実費で支払って10万程度の赤字であったという報告を聞いた。大勢の役員を動員する大学大会では、部活の一環として交通費を払わない例の方が多とみるが、この辺各大学はどうしているか、そして千葉大・東工大があそまでの大会になって、経費全額支給で10万赤字それを部費で補ったと聞いて、幹事諸君はどういう感想・評価なのかちょっと聞いてみたい。そして、このプロジェクトは初見地図700円という設定(この設定値にするのにも結構当時議論した)は妥当なのかどうかも、レビューしたい。ちなみに試走会は「毘沙門山」も「矢板山田」も3回実施、その他にコアスタッフの地元渉外活動での栃木来訪が数回あとは大学の近くでの準備という状況であった。

ということで、基本的には、このプロジェクトは大きく効を奏していると評価し、2年目も継続して進めていきたい。栃木県に学連管理(指定管理者が磐石にメンテナンスする)というオリエンテーリングの環境整備にも大きく貢献していける事業である。

次プロジェクト1 「日光愛宕山」プロジェクトの再登壇
企画提案書が提示済の状態適切な大会の提案があれば実行ということで、関東ミドルセに採用されなくて、塩漬け状態になっていた本プロジェクトだが活用したいと申し出てきた団体があります。それが別添資料の”WOCロングセレ”です。なまじ学生の内部世界で展開するより、日光北連山のトレイン接合事業はこういうイベントで使用していただくほうが帰って適切だろうと思ひ話をしています。決済必要額は前に出した企画提案書の通りで、現状幹事会決済可能枠、地図会計新規約が成立すれば、担当理事と幹事長等関係者トップ間で決済できる内容に移りますが経過措置期間から話を出していた内容なので一旦幹事会での意思サインをしておきたいと思ひます。
(別添資料:WOCロングセレおよび併設大会要項案)

次プロジェクト2 「矢板川崎」(仮称)プロジェクト

今回の新地図規約の
最初の適用実例

早大は大会としては連続開催でしたが、千葉大・東工大大会として大学大会が復活したのは本当に良かったと思います。これに続いて森での大学クラブ大会の復活を期したいと申し出てきたクラブがあります。千葉大・東工大大会前から相談をうけていて、1/9のクラブ総会で正式決定となったとのこと。それに先立ち、クラブの正式名称も「オリエンテーリング”愛好会”から「オリエンテーリング”部”」になったとのこと。次年度はこのプロジェクトを活用して筑波大学大会が復活します。いくつかのトレイン候補を提示していましたが、このプロジェクトでも、会場をフィニッシュにはできないので春インカレのトレインにはなり得なくて駅から近い良質のトレインを順次開拓していくという設計に乗って進めていきたいと思えます。場所は「矢板幸岡」の南側の、まず市街地に近い(高速道路に沿う)部分、山林の面積的にも「矢板山田」と同様、決済額も矢板山田と同様の160万円を提示。ほぼ同規模、同品質の秋の一大会を目指します。今までは総会決済必要でしたが、地図会計の新規約成立後は幹事会決済になる内容になりますね。

【25年度予算執行提案の状況】

上記決済で精算済	毘沙門山地図作成事業	昨年ロング前日総会で決済	済	¥ 1,200,000	付随条件等は別途資料参照
今回精算で決済願	矢板山田地図作成事業	2013年3月総会で決済	済	¥ 1,600,000	付随条件等は別途資料参照
1月幹事会で決済、今般の3/22セレで執行済	日光愛宕山<>不動接合	関東のミドルセレがなくなり一時棚上げ(7月関東総会で決定)	これからWOCセレに向けて執行	¥ 200,000	ミドルセレ候補→一旦棚上げ、大学大会としての公募も続けたい→新プロジェクト話が持ち上がる
昨年3月幹事会・総会で決済いただいたが執行できなかった →継続事業としたい	矢板塩田改訂作業	2013年3月幹事会で決済	使用額決定	¥ 200,000	
関東ロングセレおよびミドルセレ他のイベントで業務遂行済	他日光トレイン維持改訂作業	2013年3月幹事会で決済	予定額	¥ 200,000	本件の議事録は、 http://www.orienteering.com/~uofj/media/conference/20130307-2012_4th_report.pdf にある。
昨年3月幹事会・総会で決済いただいたが執行できなかった →継続事業としたい	他矢板トレイン維持改訂作業	2013年3月幹事会で決済	上限	¥ 200,000	
消滅案	ロングセレを行うことになればそのトレインの改訂作業を切り分ける(案)			¥ 200,000	ロングセレは「日光和泉」で開催、日光既存トレイン改訂作業予算で業務済み
執行済	インカレスプリント実験大会 地図作成作業	2014年1月幹事会で決済 近日中なるべく早くで報告書		¥ 200,000	
報告書作成までがプロジェクトなので執行中	インカレスプリント実験大会 大会運営資金	(決算報告も含)		¥ 200,000	

※トレイン整備作業は、必要なことなので、新地図規約にのっとり、今度は幹事長・会計・担当理事と協議の上、学連にとって良い様に、2014年度も進めていきたいと思えます。

インカレスプリント開催の議論

2014年度インカレロング実行委員長

山上大智（東京大学07入学）

今回のインカレスプリント実験大会の開催を経て、次に本大会の開催に関する議論となるかと思えます。現在、来年度のインカレロング（10月の3連休）でロングの前日に行うという計画を検討中であり、その準備のためにも積極的に議論を早めてほしいと考えています。

今回この資料では、それぞれの検討課題に対しての（あくまで個人的にですが）考察を記載しました。

★インカレスプリントを行う意義（学生の競技という視点で）

- フットオリエンテーリング4種目すべてを行うため。
- スプリントは山でのナビゲーションは苦手だが走力はあるという人にも上位進出のチャンスがあり、より幅広い人にインカレでの活躍という楽しさを感じる機会ができる。
- スプリントは本来非常にハイスピードかつナビゲーション
- スプリントは開催地による有利不利が少ない競技であるため、4年間しかないインカレでそのような特性のある種目は導入の価値があるのではないかと。

★インカレスプリントを行う意義（その他の視点で）

- 世界オリエンテーリング選手権（WOC）において、今年からロングとミドルに出場できる選手が各国のランキングに応じて変わる事となった（オリンピック個人競技のような感じ）。日本からは【ロング1人、ミドル1人、リレー3人、スプリント3人、スプリントリレー2人】となるため、出場選手の半数がスプリント種目となり、スプリントに強い選手が望まれる。
- 世界的にもスプリント重視の流れとなっている。これは、スプリントは他の種目よりも観戦や演出が行いやすい競技であり、テレビ放映などを通じて人気の拡大、オリンピック競技の導入への足掛かりなどの理由がある。

★インカレスプリント開催のために行う必要のあること

- 規約の作成
規約の作成自体は現在あるインカレ規則を改変するだけで、そこまで大変ではない。選手権の人数に多少議論が必要な程度。
- 規約の承認
日本学連総会で。地区セレは遅くとも8月中には終わってほしいことを考えると、それ以前に行うのが望ましい。

★インカレスプリント開催の際の検討課題とその考察

以下いくつかの検討課題について記載した。

ただし、特に学連側で重視して決めてほしいのは、規約にかかわる

- まずスプリント競技部門をインカレに設けるか
- 競技形式 (予選決勝方式 or 決勝1本)
- 選手権の人数

である。他の課題は、学生の希望を最大限尊重しつつ、実行委員会の方で運営やトレインの都合を考慮して決定するという形にするべきかと思う。

1 競技形式 (予選決勝方式 or 決勝1本)

1.1 予選決勝方式

- 地区セレで通過する人数が増やせるため、比較的経験年数の少ない人や、技術的には未完だが走力に秀でている人など、多くの人にチャンスができる。
- 決勝進出時のボーダー争いの盛り上がり
- 前年度決勝進出者を地区セレ免除とすることで、セレ運営者の確保も可能(以前インカレミドルが予選決勝だった時代の方式)
- × 時間がかかるため、モデルイベントの時間が少なくなる・厳しくなる
- × テレインにある程度の広さが必要となるため、モデルイベントとは場所を変えて行う必要が高くなる

1.2 決勝1本

- 運営が容易
- 時間的な余裕が大きい
- テレインに広さがあまりいらず、モデルイベントとの共催が行いやすい。
- × 各地区の通過人数が少なくなり、一度枠が減ると取戻すのが大変になる(現在のミドル女子Aエリートのように)。
- × 予選参加者がいないことにより、応援者の数が減少する(モデルイベントとの共催や一般クラスによってカバーする?)

2 選手権人数

2.1 予選決勝方式の場合

予選出場人数と決勝出場人数とを決める。

決勝出場人数は、男子だと各レーン10人×4レーンくらい?女子だと決勝進出者が15~20人くらいで、レーンは2~3?

そこから考えると、予選出場人数は決勝出場人数の3~4倍?

2.2 決勝1本のみ

男子40~60人、女子20~30人くらい?

3 初年度の地区セレ通過人数

まず各地区に1人以上割り振った上で(この人数は予選決勝方式か決勝1本かで変わる)、後は加盟員の人数で割る?初年度以降は実績に応じて他の競技部門と同じように割り振る。

4 テレイン(モデルイベントとの共催重視か、競技性重視か)

まず前提として、スプリントは森林エリアではなく公園（や市街地）で行われるべきという見解が出されている。スプリントのように短時間で数秒を争う競技にとって、森林ではどんなに良い地図でもその走行可能性を正確には表しきれないため、運の要素が大きくなってしまふからである。

またスプリントの特性である観戦・演出を生かすためにも、公園（や市街地）の方が好まれる。

4.1 モデルイベントの共催重視

- ▶ 今回の矢板運動公園のような場所で行う。
- モデルイベントと共催することで参加者を確保でき、インカレに相応しい舞台になる。
- × インカレ開催地区によってはモデルイベントとスプリントを共催できるとは限らない。

4.2 競技性重視

- ▶ 広めの公園（など）で行う
- スプリントの学生1位を決めるのにより相応しいコースが提供できる
- インカレ開催地区がどこでもそのような場所はだいたい見つけられる
- × 予選決勝を行う場合にもそれに見合った広さの場所を選べる
- × モデルイベントの会場まで移動が必要になる可能性が高い

5 一般クラスを設ける場合

- 参加者数の増加により収支が良くなる
- 一般クラスが無いと来ない人が多くなり、選手権出場者の応援が少なくなり、インカレらしさがなくなる
- × 時間的に余裕少なくなる（ただし予選決勝方式の場合は予選の裏で一般クラスを行うので、予選決勝方式にすることに加えて更に時間がかかるわけではない）

6 日程（ロング前日 or ミドルリレー前日 or 独自開催）

★インカレロング2014でスプリントを開催する場合

現在のところ、

- ① モデルイベントとの共催を優先し、決勝1本のみ
 - ② スプリントに相応しいコースの提供を優先し、モデルイベントとは場所を変えて行う
- のどちらの案も運営可能として計画しているが、

- ▶ まだ現役学生にはインカレスプリントは浸透しておらず、インカレに相応しい参加者・応援者の数を集める

ことを優先すると①が良いのではと考えている。ただし

- ▶ スプリントに相応しいコースの提供を重視する
- ▶ 予選決勝方式を行う

といった場合には、案②で開催することも可能である。

廃止 日本学生オリエンテーリング連盟におけるトレインと地図の管理に関する規則

(目的) → **新規則へ**

- 第1条 1 本規則は、日本学生オリエンテーリング連盟（以下、本連盟）におけるトレイン及び地図の管理を定める。
- 2 本規則は、本連盟に属する全ての者と、本連盟の管理するトレイン及び地図を利用しようとする全ての者に、明確に効力が及ぶ。

(定義) → **新規則へ**

- 第2条 1 この規則では、地図の定義を、オリエンテーリング活動に使用するために、地表面の状況を特異な記号で詳細に記した、データもしくは凸版印刷によって作られた印刷物とする。
- 2 この規則では、トレインの定義を、オリエンテーリング活動に使用するために、土地管理者や土地所有者、行政への渉外を通じて、オリエンテーリング活動を行えるように地図化した範囲の土地とする。

(地図販売) → **地図規約へ**

- 第3条 1 本連盟は、事務局において地図を販売する。
- 2 本連盟は、本連盟が地図を販売するトレインにおける地元渉外を管理する。

(管理トレイン) → **新規則へ**

- 第4条 本連盟が渉外を管理するトレインを以下に示す。
- 1 本連盟が地図を販売しているトレイン
 - 2 本連盟が地図を販売していないが、販売権を保持しているトレイン

(知的所有権) → **地図規約へ**

- 第5条 本連盟が、その知的所有権を有する地図を、以下のものとする。なお、オリエンテーリングがOLと略されているものも含める。
- 1 作成団体が、新日本オリエンテーリングクラブと記された地図
 - 2 作成団体が、関東学生オリエンテーリング連絡協議会と記された地図
 - 3 作成団体が、日本学生オリエンテーリング連盟と記された地図

(OCADの管理運用) → **地図規約へ**

- 第6条 OCADで作成された地図データを、以下OCADデータとする。
- 1 OCADデータは、失われにくい方法で事務局において保存管理する。

- 2 OCADデータは、必ず地図に印刷して販売する。OCADデータの配布や販売は、これを行わない。ただし、活動へ利用する場合にのみ、インカレ実行委員会、技術委員会、渉外整備委員会へのデータでの配布を認める。
- 3 本連盟は、OCADデータから地図への印刷を、本連盟に所属しない第三者もしくは団体に委託することができる。

(地図のコピー規制) → **新規則へ**

- 第7条 1 本連盟の販売する地図のオリエンテーリング目的でのカラーコピーを原則として禁止する。
- 2 個人で所有する本連盟の販売する地図を、個人使用の範囲でコピーすることに関しては、この限りではない。

(新たなトレイン開発) → **地図規約へ**

- 第8条 1 本連盟に属する者が、新たにトレインを開発しようとする場合、本連盟事務局へ開発申請を行わなければならない。
- 2 申請の書式は別に定める。

(リメイク) → **地図規約へ**

- 第9条 1 本連盟に属する者が、既存のトレインを開発しようとする場合、本連盟事務局へ開発申請を行わなければならない。
- 2 本連盟が渉外を管理するトレインを開発しようとする場合、本連盟事務局へ開発申請を行ない、幹事会の承認を得なければならない。
 - 3 申請の書式は別に定める。

(渉外整備委員会) → **破棄**

- 第10条 1 本連盟の臨時委員会として、加盟員及び評議員によって組織される渉外整備委員会を置く。
- 2 渉外整備委員会は、学連が管理するトレインにおける渉外システムの整備を目的とする。
 - 3 渉外整備委員会の委員は、委員長が決定し、幹事会に報告する。
 - 4 渉外整備委員会の経費は、本連盟予算から賄う。
 - 5 渉外整備委員会は会計1名を互選する。
 - 6 渉外整備委員会は、その目的を達成した後、常設の渉外委員会へ改組する。

(渉外情報の更新協力) → **新規則へ**

- 第11条 本連盟が管理するトレインにおいて活動を行なった者は、本連盟から提供された渉外情報との相違

を確認した場合、本連盟に報告しなければならない。

(活動の管理)

→ 新規則へ

第12条 1 本連盟内の活動の届出について以下に定める。

1. 本連盟に属する者は、対抗戦、練習会などの諸大会を計画する際、本連盟事務局に届出を提出しなければならない。

2. 届出の書式は別に定める。

2 本連盟内の活動の報告について以下に定める。

1. 本連盟に属する者は、対抗戦、練習会などの諸大会の都度、本連盟事務局に結果を提出しなければならない。

2. 報告の書式は別に定める。

3 管理トレインにおける活動の届出について以下に定める。

1. 本連盟が管理するトレインにおいて活動を行なおうとする者は、本連盟事務局に届出を提出しなければならない。

2. 届出の書式は別に定める。

4 管理トレインにおける活動の報告について以下に定める。

1. 本連盟が管理するトレインにおいて活動を行なった者は、本連盟事務局に報告を提出しなければならない。

2. 報告の書式は別に定める。

(違反)

→ 破棄

第13条

1 本連盟に属する者が本規則に違反した場合、本連盟は処罰を行なう。

2 本連盟に属さない者で、本連盟の管理するトレイン及び地図を利用した者が本規則に違反した場合、本連盟は制限を科す。

3 幹事会は、理事会の諮問を受け、処罰と制限を決定する。

(改正)

→ 新規則へ

第14条

本規則の改正は、総会において加盟校総数の過半数の賛成を必要とする。

(細則)

→ 新規則へ

第15条

本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

平成17年3月14日制定

平成17年4月1日施行

補記

将来において、常設の渉外委員会が発足する際、本規則を以下の3つに分割することを検討する。

1 地図データを含めた、日本学連の知的所有権や著作権に関する規則

2 地図の販売に関する規則

3 テレインの維持と管理に関する規則

新規則

第1条（目的）

- 1 本規則は日本学生オリエンテーリング連盟（以下、本連盟）におけるトレイン及び地図の利用に関して定める。
- 2 本規則は、本連盟に属する全ての者と、本連盟の管理するトレイン及び地図を利用しようとするすべての者に、明確に効力が及ぶ。

第2条（定義）

- 1 この規則では、地図の定義を、オリエンテーリング活動に使用するために、地表面の状況の特異な記号で詳細に記した、データもしくは印刷物とする。
- 2 この規則では、トレインの定義を、オリエンテーリング活動に使用するために、土地管理者や土地所有者、行政への渉外を通じて、オリエンテーリング活動を行えるように地図化した範囲の土地とする。

第3条（管理トレイン）

本連盟が渉外を管理するトレインを以下に示す。

- 1 本連盟が地図を販売しているトレイン
- 2 本連盟が地図を販売していないが、販売権を保持しているトレイン

第4条（地図のコピー規制）

- 1 本連盟の販売する地図のオリエンテーリング目的でのカラーコピーを原則として禁止する。
- 2 個人で所有する本連盟の販売する地図を、個人使用の範囲でコピーすることに関しては、この限りではない。

第5条（渉外情報の更新協力）

本連盟が管理するトレインにおいて活動を行なった者は、本連盟から提供された渉外情報との相違を確認した場合、本連盟に報告しなければならない。

第6条（活動の管理）

- 1 本連盟内の活動の届出について以下に定める。
 1. 本連盟に属する者は、対抗戦、練習会などの諸大会を計画する際、本連盟事務局に届出を提出しなければならない。
 2. 届出の書式は別に定める。
- 2 本連盟内の活動の報告について以下に定める。
 1. 本連盟に属する者は、対抗戦、練習会などの諸大会の都度、本連盟事務局に結果を提出しなければならない。
 2. 報告の書式は別に定める。
- 3 管理トレインにおける活動の届出について以下に定める。
 1. 本連盟外の者が、本連盟の管理するトレインにおいて活動を行なう際、本連盟事務局に届出を提出しなければならない。
 2. 届出の書式は別に定める。
- 4 管理トレインにおける活動の報告について以下に定める。
 1. 本連盟外の者が、本連盟の管理するトレインにおいて活動を行なった際、本連盟事務局に報告を提出しなければならない。
 2. 報告の書式は別に定める。

第7条（改正）

本規則の改正は、総会において加盟校総数の過半数の賛成を必要とする。

第8条（細則）

本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

平成 年 月 日制定

平成 年 月 日施行

日本学生オリエンテーリング選手権ミドル・ディスタンス競技

関東地区代表選手選考会に伴う推薦立候補に係る規約

第一条 目的

この基準は日本学生オリエンテーリング選手権ミドルディスタンス競技大会（旧インカレショート、以下インカレミドル）関東地区代表選手選考会（以下ミドルセレ）で、インカレミドルでの選手権クラス出場権を得ることが出来なかった関東学連加盟員各位の救済措置としての推薦立候補について、その詳細を定めたものである。

第二条 推薦通過の対象

推薦通過の趣旨目的は、次年度インカレミドルの A エリートにおける学連枠を確保することが見込まれる関東学連加盟員に、B エリート出場の機会を確保すること、及び、インカレミドル A エリートにおいて卓越した成績を収めることが見込まれる関東学連加盟員が、やむを得ない事由によってセレクションを通過出来なかった場合に、A エリートへの出場の可能性を残すことである。ゆえに、A・B 双方の選手権クラスへの推薦枠を以下に用意し、併願は妨げない。

第三条 推薦立候補について

- 1 推薦立候補者は、セレクションの直後に周知される立候補書類に必要事項を記入し、指定された期限内に、指定提出先に提出しなければならない。
- 2 推薦立候補の受け付けは、セレクションの日から5日以内の、関東学連幹事長が定める日時とする。
- 3 関東学連幹事長は、立候補書類を受理したらただちに、各連盟員を通して関東学連加盟員各位に対して、当該立候補書類を周知しなければならない。

第四条 推薦通過者の枠数について

- 1 推薦通過者数は、【日本学生オリエンテーリング選手権ミドル・ディスタンス競技・競技者数及びその配分に関する規則】の3条・4条によって当学連に与えられた地区学連枠の人数の、 $1/10$ とする。小数点以下は切り捨てとする。
- 2 当学連に与えられた地区学連枠の人数が10名に満たない場合は、一律に推薦枠を1つ用意する。

第五条 推薦立候補への判断の形態

- 1 推薦通過の可否は、関東学連総会の議決による。この総会は、第三条に定める立候補書類の周知後、相当期間後に開催されることが望ましい。
- 2 推薦立候補者は、有効投票のうち過半数を獲得すれば、通過が認められる。
- 3 男子の推薦立候補者の通過の可否を決める投票権は、男子の所属する加盟大学の連盟員のみが有するとする。同様に、女子の推薦立候補者の通過の可否を決める投票権は、女子

の所属する加盟大学の連盟員のみが有するとする。

4 推薦立候補者は、その通過の可否を決める関東学連総会に出席し、自身の通過の妥当性を有権大学の連盟員に訴えることができる。関東学連総会を開催する幹事会は、立候補者の請求があれば、連盟員に対する事情説明のための時間を設けなければならない。

5 第四条に定められた枠数を超えて通過者を認めることはできない。当該枠数を超えて推薦通過が認められる者が生じた場合は、改めてどの推薦立候補者が通過にふさわしいかの決選投票を行うものとする。

6 投票の結果、賛否同数だった場合は、関東学連幹事長がこれを判断する。

7 推薦立候補への判断の結果、第三条に定める推薦枠を満たさなかった場合、若しくは立候補者が推薦枠に満たなかった場合、セクションで選考されなかった者のうち、順位順に繰り上がるものとする。

第六条 委任状による投票

推薦立候補者の通過の可否を決める総会に出席できない加盟校連盟員は、第五条3項に定める基準を満たす限り、理由を添えれば、委任状による意思表示を可能とする。ただし、委任状に添えられた理由が、第五条4項に定める、総会当日の推薦立候補者による答弁によって覆された場合は、その委任状による意思表示は無効票として扱う。

第七条 通過の可否の判断基準について

1 推薦立候補者、および各有権大学は、以下第八条・第九条に定める判断基準に則って、推薦立候補および投票行動を行うものとする。

2 判断基準は、推薦立候補者がセクションに欠席した理由(以下、「未出走の理由」)、セクションに出走したが不通過だった理由(同「不通過の理由」)、そして推薦立候補者のオリエンテーリングの競技的実績の3点について、それぞれ定める。

3 以下、特別に定めるところがなければ、有権大学が判断基準を満たす推薦立候補者に反対票を投じることも、判断基準を満たさない推薦立候補者に賛成票を投じることも妨げない。

第八条 A エリート通過基準

1 A エリートへの推薦立候補者は、同条3項に定める判断基準と同条4項に定める判断基準の双方を満たすことが、強く望まれる。

2 A エリートへの推薦立候補者が基準を満たす場合に反対票を投じるには、正当な理由を付さねばならない。ここで「正当な理由」とは、社会一般的に見て著しく公平を害さない程度であれば足りるとする。ただし、基準を満たさない立候補者に賛成票を投じることは妨げない。

3 未出走の理由および不通過の理由の基準

- ① 未出走の理由を以下に定める。以下のいずれかを満たすと、基準を満たすと認定する。但し、いずれの場合もそれを証明する書類等が必要である。
- ・文部科学省指定の出席停止の疾患にかかった場合。
 - ・セクション当日に事故にあった場合。
 - ・3親等内における冠婚葬祭のように社会的にセクションより重要と思われる行事があった場合。

- ② 不通過の理由を以下に定める。以下のいずれかを満たすと、基準を満たすと認定する。
 - ・レース中に負傷者を発見して、その救助に当たり、救護所等に付き添った場合。
 - ・レース中に本人の過失なく、地元の方とのトラブルになった場合。
- ③ 以上に準じる相当な理由があれば、立候補者は自薦理由として立候補書類に記載して良い。ただし、その場合はあくまで自薦理由の一つとし、基準を満たしたとは認定しない。

4 オリエンテーリングの競技的実績に関する基準

- ① 前年度インカレミドル A エリートに出走し、当時1～3年生の中で上位10名に入り、且つ同年度インカレロング選手権クラスに出走し、10位以内に入る者。
- ② 男女ともに、①の基準に服する。
- ③ 以上に準じ得る相当の実績があれば、推薦立候補者は、自薦理由に追加して良い。ただし、その場合はあくまで自薦理由の一つとし、基準を満たしたとは認定しない。

第九条 B エリート通過基準

1 B エリートへの推薦立候補者は、同条3項に定める判断基準を満たすことが望まれる。

2 オリエンテーリングの競技的実績に関する基準

- ① 男子
 - ・前年度インカレミドル A エリート出場。
 - ・前年度インカレミドル B エリートで当時1～3年生の中で上位15位以内。
 - ・同年度インカレロング選手権50位以内または L クラス各3位以内。
- ② 女子
 - ・前年度インカレミドル A エリート出場。
 - ・前年度インカレミドル B エリートで当時1～3年生の中で上位10位以内。
 - ・同年度インカレロング選手権20位以内または L クラス3位以内。
- ③ 男女ともに、以上の3つの内、一つでも満たせば基準を満たしたと認定する。
- ④ 以上に準じる相当な理由があれば、自薦理由に加えることは妨げない。

第十条 修正

この規約の修正には、関東学連加盟校の過半数の賛成を必要とする。

平成22年 2月16日制定

平成24年12月 1日改正

平成26年 3月10日改正